# 国家目標の法理論

――憲法による公共の福祉の実現――

# 石塚壮太郎

現代憲法研究 Ⅶ 日本大学法学部叢書 第51巻



## 目 次

初出	岩一覧 ix
凡何	l x
序章 ····	
	第1部 規範類型としての国家目標規定
第1章	国家目標規定の成立とその意義 17
第2章	国家目標規定の規範構造 39
	第2部 国家目標の位相
第3章	国家目的と国家目標 75
第4章	国家目標の「憲法理論」的役割 95
	第3部 国家目標規定の規範的展開
第5章	憲法による公共の福祉の実現
第6章	国家目標規定の目標促進機能
第7章	国家目標規定の基本権制約機能
	第4部 国家目標の基本権による実現
第8章	「生存権」――最低限度の生存を保障する権利 187
第9章	「健康権」——疾病保険給付請求権 217
補章	日本における社会権条項の法的性質238
終章	261

あとがき 268

i

## 序章

## 国家目標の法理論

――憲法による公共の福祉の実現 ――

## 第1節 本書の問題意識

本書は、国家の目標について、憲法の観点から検討を加えるものである。

従来の憲法学において、憲法に国家の目標が書かれているという認識は希薄であった。それは、憲法が国家の政策を枠づける条件プログラムと捉えられていたからであろう。憲法は国家に目指すべき方向を示すものではない、と。もっとも、国家が目指すべき目標について語っている近代的・立憲的意味の憲法は、世界中にたくさんある。日本国憲法の中にも、それらしき条文は散見される。これらはすべて政治的・道徳的意味しかもたないプログラム規定にすぎないのか。もしそのような諸規定に法的意味があるとすれば、それらの規定はその法的意味を見過ごされてきたか、あるいは別の何かとして見誤られてきたのではないか。

もし国家の目標を規定する憲法条項が法的意味を有するとすれば、それがどのような構造的特徴を有し、どのように法的効果を発揮するかが明らかにされる必要がある。本書が取り組むのは、日本国憲法において見過ごされてきた、あるいは見誤られてきた諸規定を、国家の目標という視点からすくい上げ、それに積極的な意味を与える、あるいは与え直すという作業になる1)。

<sup>1)</sup> 中核的先行業績としては、Karl-Peter Sommermann、Staatsziele und Staatszielbestimmungen、1997がある。ゾンマーマンは、社会国家原理をベースに国家目標規定のモデル構築を行う。日本におけるまとまった先行研究としては、浅川千尋『国家目標規定と社会権』(日本評論社、2008年)がある。浅川は、環境保護条項を国家目標規定の考察の中心として、動物保護に応用する。これに対して本書は、国家目標規定の母体を社会国家条項(ドイツ基本法20条1項)および環境保護条項(同20a条)だと考え、中間的なモデル構築を行っている。

#### 第1項 国家目標と憲法

憲法は目的プログラムではなく、条件プログラムであるから、憲法に国家目 標の居場所はないとされることがある2)。しかし、そもそも憲法は、その全体 において条件プログラムであるといえるのだろうか。憲法は、目的プログラム とはいえないのだろうか。両プログラムについては、必ずしもよく知られた憲 法用語とはいえないので、子供の教育を例にその意味するところを示そう。目 的プログラムとは、例えば、「レオナルド・ダ・ヴィンチになりなさい。どうや ったらなれるかは自分で考えなさい」という学習プログラムのことである<sup>3)</sup>。 つまり、先に理想像を示しておいて、そこにいたる道筋は示さないというプロ グラムである。条件プログラムとは、例えば「友だちと遊べるのは调に1日. テレビ・ゲームは週に2時間、部活動は禁止」というプログラムである。つまり、 どうやって学習するかの枠組みを示すプログラムであり、その枠組みの中で最 終的にどうなりたいかは各自が決めることになる。ここですぐに気づくように. 目的プログラムと条件プログラムは、相互に排他的な関係にあるものではない。 理想を示すことと、条件づけを行うことは、同時に成立する。一般的にいって、 憲法が条件プログラムであることは、近代的・立憲的意味の憲法が、権力分立 と人権保障をその本質とすることからも分かる。権力分立は国家作用および組 織を構成する際の条件づけであり、人権保障は国家活動の限界に関する条件づ けといえるからである。ではおよそ憲法には、目的プログラム的要素が含まれ ていないのかといえばそんなことはない。旧スイス連邦憲法(1874年)2条は、 「連邦は、対外的に祖国の独立を主張し、国内において平穏と秩序を実現し、国 民の自由と権利を保護し、その共通の福祉を促進することを目的とする | とし

ているし,現行スイス憲法 (1999年)では,それ以外にも持続的発展,文化的多様性,男女同権,環境保護,平和的国際秩序などが挙げられている。

スイスをはじめとする世界の諸憲法に書かれた目的プログラム的要素には法的な意味がないと切って捨てられるのであれば話は早い。なぜなら、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とする、――比較憲法的観点からは――典型的な国家目標規定である日本国憲法25条2項も、プログラム規定だということができるからである。もっとも、本書で参照するドイツ憲法学では、そのような規定が法的意味をもつとされ、それが判例においても大きな影響を及ぼしている。ドイツで基本法(連邦憲法)改正による環境保護条項の挿入が検討された際には、同条項は意図的に法的意味をもつ国家目標規定として起草され、実際1994年に導入された4)。新設された基本法20a条は、「国は、来たるべき世代に対する責任を果たすためにも、……自然的生存基盤及び動物を保護する」と定める(2002年改正で動物保護が追加されている)。このような法状況を見過ごすことはできない。

#### 第2項 国家目標と客観法

国家の目標を規定する憲法上の規定(国家目標規定)は、典型的には、客観法規範である。日本の憲法学においては、客観法の不在が叫ばれて久しく<sup>5)</sup>、虎の子の制度的保障も誤用を糾弾されている<sup>6)</sup>。今日では客観法規範として、基本権の客観法的側面<sup>7)</sup>としての基本権保護義務<sup>8)</sup>、基本権の内容形成義務<sup>9)</sup>が議論の対象となっている。もっとも、基本権とは離れたところで成立し、主客入り混じった日本国憲法第3章の人権カタログを整理するのに有用な客観法規範はなお乏しい。この点、国家目標規定は、その有力な候補となりうるだろう。「国家、とくに立法者に対する憲法的拘束力のある目標設定=国家の憲法上の(作為)義務として理解することによって、憲法学は、権利論として考えた場合

社会国家条項は、確かに最初の国家目標規定であり、基本モデルとなりうるが、規律領域が広すぎて国家目標を具体化する指針が立ちづらい。したがって、国家目標規定の解釈による具体化は難しく、司法的統制も困難であるという印象が一般論として強調されすぎている。このことは社会国家原理の具体化条項が少ないドイツ基本法の構成にも起因しているように思われる。他方で各論としては、環境保護条項が、その解釈による具体化を通説的に認められており、そのような印象は和らげられている(本書第6章第2節参照)。

<sup>2)</sup> 西原博史『自律と保護』(成文堂, 2009年) 4 頁以下, 247頁以下。

<sup>3)</sup> 目的・条件プログラムについての以下の記述は、石塚壮太郎「国家目標と国家目標規定」山本龍彦/ 横大道聡編『憲法学の現在地』(日本評論社、2020年) 17頁。小山剛「国家目的と国家目標規定」同/ 駒村圭吾編『論点探究 憲法 [第2版]』(弘文堂、2013年) 18頁参照。

<sup>4)</sup> 岡田俊幸「ドイツ憲法における『環境保護の国家目標規定(基本法20a条)』の制定過程」ドイツ憲 法判例研究会編『未来志向の憲法論』(信山社,2001年)223頁以下参照。

<sup>5)</sup> 小山剛 『基本権の内容形成』(尚学社, 2004年) 41 頁注49参照。

<sup>6)</sup> 石川健治『自由と特権の距離〔増補版〕』(日本評論社, 2007年) 2 頁以下, 218頁以下。

<sup>7)</sup> 総論的検討として, 篠原永明『秩序形成の基本権論』(成文堂, 2021年)。

<sup>8)</sup> 代表的なものとして、小山剛『基本権保護の法理』(成文堂、1998年)。

<sup>9)</sup> 小山・前掲注 5)。財産権論として、平良小百合『財産権の憲法的保障』(尚学社, 2017年)。

の不自然さや隘路を免れることができる場合もある。…… 国家目標規定は、権利とは構成し難いものを保障の対象とすることができる | 10)。

国家目標規定という規範カテゴリーは、日本では2つの論点において重要な意味を持つ。第一に、社会権、とりわけ生存権の問題である。生存権については、学説が主観的権利であることを前提に議論しているのに対し、判例は憲法25条を「国家の責務」として客観法的に捉えている。学説が同条2項も含めて権利論として論じ、判例が同条1項も含めて客観法的に論じているのは、いずれも条文の文言からはズレており、検討の余地が残されている。第二に、明文上の規定を持たない環境権の問題である。環境権も、学説では主観的権利として構成されているが、比較憲法的には、国家目標規定として定められている例が多い。環境権は主観的権利としては構成できないとする見解もあり11)、環境権を国家目標として捉えることも有力であろう(日本国憲法から環境保護的要素が導出されるかは別途検討する必要がある)。

#### 第3項 国家目標と公共の福祉

国家の目標を最も抽象的にいえば、それは公共の福祉である。国家目標規定は、その公共の福祉に含まれる特定の内容を具体的に示したものといえる。今日多くの憲法にみられる基本的国家目標としては、実質的意味の法治国家性(自由・平等)、社会国家性(社会保障・労働)、文化国家性(学芸・文化)、平和国家性(対外的安全)および環境国家性(自然環境・資源)の保護・促進が挙げられている(詳しくは本書第5章第2節参照)。日本の公共の福祉論においても、自由国

家的公共の福祉と社会国家的公共の福祉があるとされ<sup>12)</sup>,公共の福祉に具体的内容があることは当初から意識されてきた<sup>13)</sup>。

もっとも、公共の福祉の具体的内容の探求がさほど真剣になされてこなかったのには理由がある。公共の福祉は、もっぱら人権制約を根拠づけるものと位置づけられ、常に人権論の後景に追いやられてきた。人権が裁判所の力を借り、憲法を通じて実現されてきたのに対し、公共の福祉は人権制約原理としての力を立法府や行政府に与えつつも、その実現は義務づけられたものではない<sup>14</sup>。公共の福祉のうち具体的にどのような内容をどの程度実現するかは、原則として民主的立法者に委ねられている。そこでは公共の福祉を実現しなくとも憲法上咎められることはない。したがって、憲法上の公共の福祉の内容を同定しても、実践的意義が薄いのである。近時議論されている基本権保護義務において、重要な基本権法益の保護が憲法上国家に義務づけられるという論理も、そのほんの一部しかカバーしていない。

国家は人権の保障からは逃れられない一方で、公共の福祉の実現からは逃避できるというのは本当だろうか。国家はそもそも公共の福祉の実現を一定の範囲内で義務づけられているのではないか(そうでないなら、何のために国家があるのか)。今日では憲法がそれを命じているのではないか。仮にそうだとすれば、そのような憲法の命令によって、国家はどの範囲でどのように公共の福祉を実現しなければならないのかが問われることになる(本書第5章参照)。

確かに、公共の福祉という概念は広範であるため、そこから何らかの内容が 具体的に引き出され、その実現が国家に義務づけられるという論理を成立させ ることができる範囲は、非常に限定的であろう(少なくとも対内的安全はそこに含 まれる)<sup>15)</sup>。もっとも、国家目標を憲法上規定した条項があれば、そこから国家

<sup>10)</sup> 小山・前掲注5) 297頁。

<sup>11)</sup> 松本和彦「憲法環境規定のあり方」ジュリスト1325号 (2006年) 86頁は、以下のような疑問を提起する。「環境は通常、個人の利益に還元できない公共の利益であるといわざるを得ない。これに対して憲法上の権利は、あくまでも個人の権利であり、個人の利益を保護の対象にしている。環境権を憲法に受け入れるということは、公共の利益を保護法益とする個人の権利を認めることである。そのようなことは果たして可能なのか。個人には自己の利益を独占的に主張する資格はあっても、公共の利益を独占的に主張する資格はないのではないか」。小山剛「環境保護と国家の基本権保護義務」ドイツ憲法判例研究会編『未来志向の憲法論』(信山社、2001年)203頁注16、玉蟲由樹「『環境権』の権利構造」福岡大学法学論叢58巻4号 (2014年) 668頁も参照。環境権にこだわるものとして、戸波江二「『環境権』は不要か」ドイツ憲法判例研究会編『先端科学技術と人権』(信山社、2005年)369頁。

<sup>12)</sup> 宮沢俊義 『憲法Ⅱ〔新版再版〕』 (有斐閣, 1974年) 228頁以下。

<sup>13)</sup> 人権に還元されない公共の福祉の内容については、内野正幸「国益は人権の制約を正当化する」 長谷部恭男編『リーディングズ 現代の憲法』(日本評論社, 1995年) 39頁参照。

<sup>14)</sup> 玉蟲由樹「人権と国家権力」法律時報86巻5号(2014年)35頁は、「制約権限の付与は必ずしも制約の義務づけを生じない。公共の福祉が示すのは『制約できる』ということだけであるとすれば、制約するかしないかは国家の政治的決断の問題であろう」とする。松本和彦「公共の福祉の概念」公法研究67号(2005年)136頁も参照。

<sup>15)</sup> 長谷部恭男『憲法の理性 [増補新装版]』(東京大学出版会,2016年) 131頁以下は、「生命、そして それと同等の重要性と保護の必要性を持つ個々の国民の利益について、国家がそれを実効的に保 護する制度を提供すべき義務を負っている」とし、それが憲法上の義務であるとする。

に対して積極的に目標の実現を義務づけることができる。日本国憲法にも、社会国家的公共の福祉の規定が憲法25条を中心に存在しており、それがどのような法的意味を持つのかについて検討する必要は大きい。

#### 第4項 国家目標と憲法上の権利

典型的な国家目標規定からは主観的権利は取り出されない。そのことを明示的に示すために、憲法上の権利と国家目標規定とを明確に区別している憲法もある。そのような区別を最初に行ったのは、1937年アイルランド憲法だったとされている<sup>16)</sup>。アイルランド憲法は、基本的権利(fundamental rights)と社会政策の指導原理(directive principles of social policy)とを区別し、その45条で指導原理の拘束性を次のように定めた。「この条項で定められた社会政策の諸原則は、国民議会の一般的指針に向けて書かれている。立法におけるそれらの原則の適用は、排他的に国民議会によって配慮されるべきであって、この憲法の如何なる条項の下でも裁判所によって審理されるべきではない」。このような規定の仕方は、明らかに両者が異なるものとして取り扱われるべきことを示している。ドイツでは、このような峻別モデルが採用されたのは、1992年以降にできた新連邦州の憲法においてであったとされる「7」。それほど明確ではないが、ドイツ基本法でも、第1章「基本権」ではなく、第2章「連邦と州」において、20条で社会国家原理、20a条で環境・動物保護目標が規定されている「8」。

これに対して、日本国憲法では、第3章「国民の権利及び義務」の中に、主観的権利も国家目標規定も混在していると考えられている(非峻別モデル)。長谷部は次のように述べる<sup>19)</sup>。

憲法第3章の人権宣言に掲げられている「権利」の中には、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、「能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」あるいは「勤労の権利」のように、権利というよりはむしろ、国政がその実現を目指すべき、社会全体と

しての福利厚生の目標を示していると考えられるものが多い。これらの目標が憲法の 条文に示されていることは、立法権や行政権の裁量を制約する裁判上の規範となる可 能性を含意するが、これらは本来は公共の福祉の一環と考えられるべきものである。 したがって、少なくとも憲法第3章の人権宣言の一部は、公共の福祉の一部を構成し ていると言いうる……。

本書はこのような認識を真剣に受け止め、日本国憲法の人権カタログの解像度を上げることに貢献する。憲法の条文に示される、本来公共の福祉の一環として考えられるべき目標にはどのようなものがあるのか、それが立法権や行政権の裁量を制約する裁判上の規範となる場合にはどのように作用するのかも、本書の検討課題である。

他方で、日本国憲法においても、平和主義が人権カタログに含まれておらず、長谷部が挙げた諸目標が人権カタログに含まれていることには理由もあるように思われる。平和主義を主観的権利として構成することが困難であるのに対して<sup>20)</sup>、長谷部が挙げた諸目標の中には、主観的権利として成立しうるものや、その契機を含んだものもある。とりわけ「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、いわゆる狭義の生存権がそうである。生存権は、ドイツでは連邦憲法裁判所の判例により主観的権利として承認され、それに基づいて積極的に違憲審査が行われている。国家目標規定を検討することは、国家目標規定を主観的権利と区別し、主観的権利との取り扱いの違いを明確にするだけではなく、そこから翻って、国家目標的なものの中から主観的権利を削り出す可能性を生じさせる。また、ドイツにおける生存権審査の手法には、国家目標規定に基づく審査との類似性が認められる。国家目標規定の検討は、そのような権利の構造やそれに基づく審査の仕方をあらためて考え直すことにもつながる。

国家目標規定という規範カテゴリーの導入は、本来的に立法的秩序形成を行うべきもの(公共の福祉の内容)であるにもかかわらず、憲法上の権利として整理されてしまったことで司法的秩序形成に向けられたものを、本来のルート(立法的秩序形成)に戻すことを意味する<sup>21)</sup>。国家目標規定の(広範な立法裁量を前

<sup>16)</sup> Vgl. Sommermann (Fn. 1), S. 337 f.

<sup>17)</sup> Vgl. Sommermann (Fn. 1), S. 347 ff.

<sup>18)</sup> 基本法における区別はさほど明確ではなく、3条2項2文の男女平等の社会的貫徹は、国家目標だとされており、規範類型よりも具体的なテーマ(ここでは平等原則)の近さが優先された配置になることもある。

<sup>19)</sup> 長谷部・前掲注15) 66頁注9。

<sup>20)</sup> 小山剛「憲法改正と環境条項」日本法学82巻3号 (2016年)63頁以下は、日本国憲法に環境保護条項を追加するなら、国家目標である平和主義を規定する第2章が整合的とする。

<sup>21)</sup> 司法的・立法的秩序形成という語を用いるのは、宍戸常寿ほか編『憲法学のゆくえ』(日本評論社、 2016年) 440頁[曽我部真裕]。

提とした) 固有の実現方式を認識できるようになると、司法的統制の可能性と限界を探ることが可能となる。他方で、そのような実現方式の違いを前提としながらも、国家目標の中から主観的権利として構成可能な内容を見つけ出し、立法的秩序形成を前提とした権利内容に対する司法的統制の方法を見出すこともまた可能となる。

### 第2節 本書の射程と限界

本書の射程および限界は、以下の4点にまとめられる。

第一に、純粋に統治にのみ関わるような国家目標規定は、考察の範囲から外している(テーマ範囲の限界①)。例えば、東西ドイツ再統一目標(基本法旧前文、旧23条、旧146条)、EU 統合目標(基本法23条)、財政関連条項<sup>22)</sup> などがそれに該当しうる。本書で検討するのは、他の実体的目的のために横断的に妥当する手段的な目標ではなく、それ自体が実体的価値を有するような、5つの基本国家目標(実質的意味の法治国家、社会国家、平和国家、文化国家、環境国家)を中心とする実体的な国家目標である。両者は、国家目標としての性質にかなり違いがあるように思われるため、別途検討が必要である。

第二に、近時論じられている、公共の福祉の実現方法に関わる保障国家の問題<sup>23)</sup>には立ち入らない(テーマ範囲の限界②)。保障国家論とは、要するに、従来国家がなしてきた任務をどこまで放棄できるか、またはどこまで民間に委託できるか、そして民間に委託する場合に、どこまで国家が責任を持たなければならないのかという問題群である。具体的には、鉄道、通信、郵便などから警察や刑務所、果ては軍隊まで、そもそも民営化が可能なのか、民営化した場合に当該事業に対して国家はもはや責任を持つ必要がないのかが論じられる。これについては一般的には、まず国家任務(Staatsaufgabe)と公的任務(öffentliche

Aufgabe) が区別され、国家任務<sup>24)</sup> については、国家自体が任務遂行主体にならなければならず、公的任務については、民営化は可能だが、最終的な責任は国家が負わなければならない (例えば、誰もやらなければ国家がやらなければならない) という構図になっている。この議論は、民営化の限界を探る議論であると同時に、「誰が――国家と私人の――いったい公共の福祉の具体化に相応しいのかという問い」<sup>25)</sup> でもあるため、公共の福祉の実現を主題のひとつとする本書とも深く関わるが、国家目標の議論は、国家目的よりも具体的で国家任務よりも抽象的であることに意味があるので、保障国家論において示されるような具体的でアクチュアルな問題を扱うという誘惑を断ち、「中間的省察」にとどめることにしたい (本書第3章参照)。

第三に、本書では、国家目標規定の実現に関する立法学・行政学的分析は行わない。実際に、国家目標規定を具体化する際には、立法学・行政学的分析を通じて、より実効的な具体化の方途について検討が行われうるはずであるが、法学的考察の範囲を超えるため、ひとまず考察の対象外とせざるをえない(方法論的限界①)。したがって、立法的秩序形成についての本丸を欠くことになるわけだが、先行業績と異なる本書の特徴は、国家目標規定の具体化に際して、単に立法・行政が拘束され、そこに委ねられることを指摘するのみならず、具体化立法がなされた後に、当該法領域の部分原則の憲法化がなされて、司法的統制が可能となることまで指摘し、法的に構成しうる限界点まで到達しようと試みている点にある。

第四に、本書の考察は、憲法改正時の議論にも有効であろうと思われるが、その際にどのような国家目標を憲法に入れるべきか、あるいは入れるべきではないかについての政策的議論をしない(方法論的限界②)。良き憲法と悪しき憲法を区別する指標となる「憲法理論」について提示するにとどめる(本書第4章

<sup>22)</sup> 経済全体の均整原則(基本法109条2項2文)の性質を国家目標規定とするものとして, Hanno Kube, Haushaltsrecht, in: Ehlers/Fehling/Pünder (Hrsg.), Besonderes Verwaltungsrecht, Bd. 3, 4. Aulf., 2020, § 66, Rn. 170 ff. 財政憲法の諸原則については、上代庸平『自治体財政の憲法的保障』(慶應義塾大学出版会、2019年)99頁以下参照。

<sup>23)</sup> 行政法学の観点から、板垣勝彦『保障行政の法理論』(弘文堂, 2013年) が詳しい。憲法学から批判的な視線を向けるものとして、三宅雄彦『保障国家論と憲法学』(尚学社, 2013年)。行政の民営化に対する民主的正統性という観点から、高橋雅人『多元的行政の憲法理論』(法律文化社, 2017年)。

<sup>24)</sup> 本書**第1章**および**第3章**における「国家任務」の用語法とは必ずしも一致しないことに注意が必要である。

<sup>25)</sup> ヤン・ツィーコウ (高橋明男訳)「国家と私人による公共の福祉の具体化」阪大法学59巻1号 (2009年)187頁以下。保障国家論は、主に公的任務の遂行に最適な責任配分のあり方や、手段選択の合理化を考察するものであり、そもそも何が(広い意味での)公的任務に当たるかという前提の議論を中心とするものではない。国家目標の議論は、その前提を主題化する点で、国家任務論とは異なる。

参照) $^{26}$ 。一般論としては,「国家目標は,他の憲法的要素よりも,日々の流行に強く影響されるので,憲法はすぐに目下の改革願望の嘆願集,または『政治的な願い事カード』となりうる」ため,国家目標規定を採用する際には,それが有効かつ必要不可欠でなければならず,「補完性原則に則って,議会が自らによって実効的に処理できないことのみを,憲法レベルで規律してもよい」とされる $^{27}$ )。また,国家目標規定のインフレーションが起きると,個別事例において利益衝突と衡量をコントロールできなくなり,憲法改革者は,結局「魔法使いの弟子」のような状態に陥ってしまうとされる $^{28}$ )。憲法がインテグリティを保つためには,人権のインフレ $^{29}$ )と同様に,国家目標のインフレも避けるべきであろう $^{30}$ )。

### 第3節 本書全体の構成

本書は、4部構成である。

第1部では、国家目標規定という規範類型 (カテゴリー) がどのような経緯をたどって成立したかを追うことでその輪郭を示し、さらに国家目標規定の規範構造を示す。第2部では、(典型的には) 国家目標規定によって規範化される国

家目標の概念を明確化するために、類似の概念として用いられる国家目的および国家任務について、歴史的および意味論的用法を明らかにする。そして、国家目標の議論には、次元(記述的か規範的か)の異なる用法があることを示す。第3部では、国家目標規定が憲法に導入されると何が変わるのか、そこにどのような意味があるのかを明らかにする。あらかじめ公共の福祉内部における国家目標秩序の構成を示しておく。そのうえで、国家目標規定には、それらの国家目標の実現を国家に求める機能および基本権制約を正当化する機能があることを明らかにする。第4部では、国家目標の一部が給付請求権として基本権化すると、それがどのような構成になるのかを明らかにする。生存権と健康権を素材として、その権利の構成とそれに基づく司法審査について検討を加える。補章では、日本国憲法の解釈論への応用を試みる。

本書では総じて、以下のことを示すことになる。①憲法は、国家目標規定を通じて、国家に公共の福祉を実現させるためにもあること、②人権保障は、実体的な国家目標秩序の観点からみると、公共の福祉が主観的権利として構成され、個人に判断権限が与えられた特殊な実現形態の一部であること、③国家目標規定か基本権かの違いは、関連する法秩序の実現形態(立法府によるか司法府によるか)に違いをもたらすこと、④国家目標規定は具体化法と結びついて部分的な憲法秩序を形成すること、⑤国家目標規定が導入されると基本権制約の正当化が拡張されうること、⑥国家目標が給付請求権として(部分的に)基本権化した場合には、当該国家目標の具体化法の部分原則と結びついて内容的側面から、あるいは組織的・手続的な側面から実効的な司法的統制がなされることである。

<sup>26)</sup> 比較憲法的観点から豊富な素材を提供してくれるものとして、横大道聡/吉田俊弘『憲法のリテラシー』(有斐閣, 2022年), 新井誠ほか編『世界の憲法・日本の憲法』(有斐閣, 2022年)がある。

<sup>27)</sup> Detlef Merten, Über Staatsziele, DÖV 1993, 376. 例えば、基本法6条5項(非嫡出子の保護)は、当時の立法者が嫡出子と非嫡出子を平等に取り扱うかについて疑念があったため、憲法に規定する正当性があったとされる。他方で今日では、環境や勤め口への責任、住居や廃棄物発生回避への責任が一般的に承認されているため、憲法上のアピールは必要ないとする。

<sup>28)</sup> Merten (Fn. 27), 377.

<sup>29)</sup> 芦部信喜 (高橋和之補訂) 『憲法 [第8版]』 (岩波書店, 2023年) 122頁参照。

<sup>30)</sup> 国家目標規定が基本権制約機能を発揮する際には、憲法解釈により導かれる国家目標秩序が、一定の歯止めとなるだろう (本書 第7章 参照)。この点、人格的利益説 (佐藤幸治『日本国憲法論 [第2版]』[成文堂、2020年] 196頁以下)が、人権のインフレ化を防ぐ機能を有するのと同じである。人格的利益説は、解釈による補充的人権の導出場面に一応限定された説であるが、「人権のインフレ化」の論理は、憲法典において人権条項がインフレ化を起こした場合にも妥当するはずである。同じように、国家目標規定が憲法典においてインフレを起こした場合にも、何らかの実質的限定が必要となる (本書 第1章 第2節 参照)。国家目標規定は、憲法に吊るしておけば、何でも願いが叶うというような代物ではない。国家目標規定は七夕の短冊ではないし、憲法はクリスマスツリーでもない。Vgl. Merten (Fn. 27)、376 f.